

## 森林整備保全事業設計積算要領 改正の概要

### (1) 共通仮設費：質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬費の算定式を変更

[新旧対照表 P 2 ~ 4]

共通仮設費の運搬費として積上げ計上する「質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬」については、基本運賃料金に運賃割増率（特大品割増、悪路割増、冬期割増、深夜早朝割増）を考慮した算定式により計上することとしているところ。

現行の算定式は、どの割増も全運送距離に対応する基本運賃を対象とする形となっていることから、「悪路割増」及び「冬期割増」については、実情に合わせてそれぞれの割増区間の運送距離に対応する基本運賃を対象とする形に算定式を見直しする。

### (2) 現場管理費：法定福利費分の補正に伴い率の算定式を変更

[新旧対照表 P 4 ~ 6]

予決令の規定により、予定価格は「取引の実例価格」を考慮して定めるとされていることから、現場管理費の法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等）については、国交省が行う諸経費動向調査の結果を踏まえ、実績として支払っている費用をもとに、現場管理費の一部として積算基準を設定しているところ。

平成24年度から、社会保険未加入企業に対する各種施策が具体的に実施されることから、工事費の積算に当たっても本来事業者が負担すべき法定福利費分を全額計上することとして、現場管理費率の算定式を見直しする。

### (3) その他

引用法令の改廃に伴う名称変更、表記の適正化等、軽微な字句の訂正を行う。

**森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）**  
**一部改正新旧対照表**

改 正 後	現 行
<p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第1 趣 旨 [略]</p> <p>第2 適用事業 この要領は、次に掲げる事業に適用する。</p> <p>1 } [略]</p> <p>2 } [略]</p> <p>3 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第164条第5号に定める国有林野の管理経営上重要な林道の開設、改良及び災害復旧についての事業</p> <p>4 } [略]</p> <p>13 } [略]</p> <p>上記1、4、5、6（6のうち林地荒廃防止施設）、7、8、9、10、11に係る事業を治山関係事業、2、3、6（6のうち林道施設）、12、13に係る事業を林道関係事業という。</p> <p>第3 設計書の構成 } [略]</p> <p>第4 積算書の内容 } [略]</p> <p>第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 本工事費の積算</p> <p>(1) 直接工事費 [略]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(イ) 工種区分 共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。</p> <p>a } [略]</p> <p>b } [略]</p>	<p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第1 趣 旨 [略]</p> <p>第2 適用事業 この要領は、次に掲げる事業に適用する。</p> <p>1 } [略]</p> <p>2 } [略]</p> <p>3 国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）第8条の2第5号に定める国有林野の管理経営上重要な林道の開設、改良及び災害復旧についての事業</p> <p>4 } [略]</p> <p>13 } [略]</p> <p>上記1、4、5、6（6のうち林地荒廃防止施設）、7、8、9、10、11に係る事業を治山関係事業、2、3、6（6のうち林道施設）、12、13に係る事業を林道関係事業という。</p> <p>第3 設計書の構成 } [略]</p> <p>第4 積算書の内容 } [略]</p> <p>第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 本工事費の積算</p> <p>(1) 直接工事費 [略]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(イ) 工種区分 共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。</p> <p>a } [略]</p> <p>b } [略]</p>

改 正 後		現 行	
工種区分	工 種 内 容	工種区分	工 種 内 容
河 川 工 事	[略]	河 川 工 事	[略]
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事		河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	[略]
治 山 ・ 地 す べ り 防 止 工 事	[略]	治 山 ・ 地 す べ り 防 止 工 事	[略]
海 岸 工 事	[略]	海 岸 工 事	[略]
森 林 整 備	[略]	森 林 整 備	[略]
道 路 工 事	[略]	道 路 工 事	[略]
鋼 橋 架 設 工 事	[略]	鋼 橋 架 設 工	[略]
P C 橋 工 事	[略]	P C 橋 工 事	[略]
舗 装 工 事	[略]	舗 装 工 事	[略]
ト ン ネ ル 工 事	[略]	ト ン ネ ル 工	[略]
道 路 維 持 工 事	[略]	道 路 維 持 工 事	[略]
公 園 用 地 造 成 工 事	[略]	公 園 、 用 地 造 成	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
(イ) 算定方法 [略]		(イ) 算定方法 [略]	
(ウ) 運搬費 運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。		(ウ) 運搬費 運搬費として積算する内容は次のとおりとする。	
a 建設機械器具の運搬等に要する費用 [略]		a 建設機械器具の運搬等に要する費用	
(a) [略]		(a) [略]	
(b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬		(b) 仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬	
(c) } [略]		(c) } [略]	
(d) }		(d) }	
(e) }		(e) }	
(f) }		(f) }	
(g) }		(g) }	
(h) }		(h) }	
(i) }		(i) }	
b 積算方法 運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記の a の (d)、(e)、(f)、(g)、(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。		b 積算方法 運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記の a の (d)、(e)、(f)、(g)、(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。	
(a) 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬 質量20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。		(a) 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬 質量20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。	

改 正 後

$$U_K = \{A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \cdot C_2 + A_3 \cdot C_3 + B\} \cdot D + M + K$$

ただし  $U_K$  : 貨物自動車による運搬費  
 $A_1$  : 基本運賃料金 [略]  
 $A_2$  : 悪路割増区間基本運賃料金  
 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。  
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。  
 $A_3$  : 冬期割増区間基本運賃料金  
 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。  
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。  
 $B$  : 諸料金 [略]  
 $C_1 \sim C_4$  : 運賃割増率  
 (1)  $C_1$  : 特大品割増 [表、略]  
 誘導車及び誘導員に係る費用は、特大品割増に含まれている。  
 (2)  $C_2$  : 悪路割増は、適用する。  
 (3)  $C_3$  : 冬期割増は、適用する。  
 (4)  $C_4$  : 深夜早朝割増は、適用する。  
 その他の割増率は、適用しない。

運賃割増率表 ( $C_2 \sim C_4$ )

割増項目	適用範囲	割増率	
悪路割増 $C_2$	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増	
冬期割増 $C_3$	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率	2割増	
	地 域		期 間
	北海道 [略] [略]		[略] [略]
深夜早朝割増 $C_4$	[略]	3割増	

現 行

$$U_K = \{A \cdot (1 + C_1 + C_2 + C_3 + C_4) + B\} \cdot D + M + K$$

ただし  $U_K$  : 貨物自動車による運搬費  
 $A$  : 基本運賃料金 [略]  
 $B$  : 諸料金 [略]  
 $C_1 \sim C_4$  : 運賃割増率  
 (1)  $C_1$  : 特大品割増 [表、略]  
 誘導車及び誘導員に係る費用は特大品割増に含まれている。  
 (2)  $C_2$  : 悪路割増は、適用する。  
 (3)  $C_3$  : 冬期割増は、適用する。  
 (4)  $C_4$  : 深夜早朝割増は、適用する。  
 その他の割増率は適用しない。

運賃割増率表 ( $C_2 \sim C_4$ )

割増項目	適用範囲	割増率
悪路割増 $C_2$	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増
冬期割増 $C_3$	地 域	期 間
	北海道 [略] [略]	[略] [略]
	北海道 [略] [略]	[略] [略]
深夜早朝割増 $C_4$	[略]	3割増

改 正 後	現 行
<p>D：運搬車両の台数 1を代入する。 M：その他の諸料金 (1) 組立て、解体に要する費用 [略] (2) その他、次の事項の料金を必要により計上する。 ① 荷役機械使用料 } [略] ④ その他 } K：運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円) [略]</p> <p>(b) 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等) の運搬 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板 (敷鉄板敷設・撤去工により積み上げる敷鉄板) 等) の運搬は前記 b の (a) 「質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬」に準ずるものとする。 なお、運賃は基本運賃 (鋼材の運送に係る運賃料金) に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p> <p>(c) 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等) の積み込み、取卸しに要する費用 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板 (敷鉄板敷設・撤去工により積み上げる敷鉄板) 等) の積み込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。 [表及び注)、略]</p> <p>(d) 建設機械等の運搬基地 [略]</p> <p>(e) 重建設機械及びその他諸機械の組立て、解体に要する費用</p> <p>(エ) 準備費 } [略] (ケ) 安全費 }</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>(7) 工種区分 [略]</p> <p>(イ) 算定方法 算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N<sub>P</sub>) を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。</p>	<p>D：運搬車両の台数 1を代入する。 M：その他の諸料金 (1) 組立て、解体に要する費用 [略] (2) その他、下記の事項の料金を必要により計上する。 ① 荷役機械使用料 } [略] ④ その他 } K：運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円) [略]</p> <p>(b) 仮設材等の運搬 仮設材等 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板 (敷鉄板敷設・撤去工により積み上げる敷鉄板) 等) の運搬は前記 b の (a) 「質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬」に準ずるものとする。 なお、運賃は基本運賃 (鋼材の運送に係る運賃料金) に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p> <p>(c) 仮設材等の積み込み、取卸しに要する費用 仮設材等の積み込み、取卸し費</p> <p>[表及び注)、略]</p> <p>(d) 建設機械等の運搬基地 [略]</p> <p>(e) 重建設機械及びその他諸機械の組立て、解体に要する費用</p> <p>(エ) 準備費 } [略] (ケ) 安全費 }</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>(7) 工種区分 [略]</p> <p>(イ) 算定方法 算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N<sub>P</sub>) を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。</p>

改 正 後				
a 現場管理費の率計算による部分				
〔算定式〕 現場管理費＝純工事費（N <sub>P</sub> ）×（現場管理費率（J <sub>o</sub> ）＋補正率）				
・純工事費（N <sub>P</sub> ）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。				
a ヘリコプターの飛行経費				
b 建設副産物（産業廃棄物）の処分場処理経費				
ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。				
〔J <sub>o</sub> の算定式〕				
J <sub>o</sub> ＝A・N <sub>P</sub> <sup>b</sup>				
ただし、J <sub>o</sub> ：現場管理費率（％）				
N <sub>P</sub> ：純工事費（円）				
A, b：変数値				
・補正率は施工地域、工事期間等による補正係数				
・J <sub>o</sub> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				
工種別現場管理費率標準値表				
工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
			A	b
河川工事		38.13	862.8	-0.1979
河川・道路構造物工事		25.89	40.0	-0.0276
治山・地すべり工事		40.98	987.6	-0.2019
海岸工事		24.58	78.3	-0.0735
森林整備		38.88	293.3	-0.1282
道路工事		29.53	57.8	-0.0426
鋼橋架設工事		36.07	81.6	-0.0518
P C 橋工事		27.79	88.1	-0.0732
舗装工事		36.27	480.3	-0.1639
公園用地造成工事		38.88	293.3	-0.1282

現 行				
a 現場管理費の率計算による部分				
〔算定式〕 現場管理費＝純工事費（N <sub>P</sub> ）×（現場管理費率（J <sub>o</sub> ）＋補正率）				
・純工事費（N <sub>P</sub> ）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。				
a ヘリコプターの飛行経費				
b 建設副産物（産業廃棄物）の処分場処理経費				
ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。				
〔J <sub>o</sub> の算定式〕				
J <sub>o</sub> ＝A・N <sub>P</sub> <sup>b</sup>				
ただし、J <sub>o</sub> ：現場管理費率（％）				
N <sub>P</sub> ：純工事費（円）				
A, b：変数値				
・補正率は施工地域、工事期間等による補正係数				
・J <sub>o</sub> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				
工種別現場管理費率標準値表				
工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
			A	b
河川工事		36.78	832.3	-0.1979
河川・道路構造物工事		25.05	38.7	-0.0276
治山・地すべり工事		39.81	959.4	-0.2019
海岸工事		23.99	76.4	-0.0735
森林整備		37.38	282.4	-0.1283
道路工事		28.67	56.2	-0.0427
鋼橋架設工事		34.20	77.5	-0.0519
P C 橋工事		25.89	82.2	-0.0733
舗装工事		34.77	460.4	-0.1639
公園用地造成工事		37.38	282.4	-0.1283

改正後

純工事費	700万円以下	700万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	(%)	A	b	(%)
道路維持工事	40.50	264.7	-0.1191	29.51

純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	(%)	A	b	(%)
トンネル工事	41.15	159.6	-0.0841	26.35

備考 [略]

b 現場管理費率の補正 [略]

(3) 一般管理費等  
 }  
 (5) 消費税相当額  
 } [略]

2 附帯工事費  
 }  
 14 治山事業工事諸費 } [略]

第6 災害復旧事業等の査定に係る積算について  
 }  
 第7-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式 } [略]  
 第7-2 林道関係事業の積算書の構成及び様式 }

現行

純工事費	700万円以下	700万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	(%)	A	b	(%)
道路維持工事	38.79	253.5	-0.1191	28.26

純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	(%)	A	b	(%)
トンネル工事	39.81	154.4	-0.0841	25.49

備考 [略]

b 現場管理費率の補正 [略]

(3) 一般管理費等  
 }  
 (5) 消費税相当額  
 } [略]

2 附帯工事費  
 }  
 14 治山事業工事諸費 } [略]

第6 災害復旧事業等の査定に係る積算について  
 }  
 第7-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式 } [略]  
 第7-2 林道関係事業の積算書の構成及び様式 }

改 正 後	現 行
<p>第8-1 治山関係事業の設計図の作成等 設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（JIS A 0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。</p> <p>1 位置図 2 7 数量表及び数量計算表 } [略]</p> <p>8 設計図の標題 設計図の標題は、各設計図面ごとに次の事項を記載するものとする。 なお、標題は、原則として右下隅に記入するものとする。</p> <p>(1) 都道府県等において直営で設計する場合 [略]</p> <p>(2) 設計業務を外注した場合 (1)に示すもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 ア 受注者名 イ 受注者が定めた管理技術者、照査技術者等を明らかにしたもの。</p> <p>(3) 設計変更を行った場合 } [略]</p> <p>9 その他</p> <p>第8-2 林道関係事業の設計図の作成等 [略]</p>	<p>第8-1 治山関係事業の設計図の作成等 設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（JIS A 0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。</p> <p>1 位置図 2 7 数量表及び数量計算表 } [略]</p> <p>8 設計図の標題 設計図の標題は、各設計図面ごとに下記事項を記載するものとする。 なお、標題は、原則として右下隅に記入するものとする。</p> <p>(1) 都道府県等において直営で設計する場合 [略]</p> <p>(2) 設計業務を委託した場合 (1)に定めたもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 ア 受託会社名 イ 受託会社の責任者、主任技術者、設計者、製図者、測量者等を明らかにしたもの。</p> <p>(3) 設計変更を行った場合 } [略]</p> <p>9 その他</p> <p>第8-2 林道関係事業の設計図の作成等 [略]</p>